

カオナビサービス個別規約

カオナビサービス個別規約（以下「本個別規約」といいます。）は、株式会社カオナビ（以下「当社」といいます。）が提供するクラウド型タレントマネジメントシステム「カオナビ」（「クラウドサービス共通ご利用規約」（以下「原規約」といいます。）に定める本サービスのうち、本個別規約が対象とするものをいい、以下単に「本サービス」といいます。）の利用に関する条件について、原規約に加え、本サービスをご利用されるお客様と当社の間で定めるものです。本個別規約に定めのない用語は、特段の定めがない限り、原規約の定めに従います。また、本個別規約に定めのない事項は、原規約の定めに従うものとします。なお、本個別規約と原規約の内容に矛盾・抵触が生じた場合には、本個別規約の定めが優先します。

第1条（サービスの概要・目的）

- 1 本サービスは、お客様に対し、人材情報管理のためのクラウド環境を提供する SaaS 型サービスであり、お客様がお持ちの人材情報を提供ツール上に保存することによって、本サービスの有する機能の範囲内において、当該人材情報のデータベース化及び一元管理の実現を支援する目的を持ったサービスです。
- 2 本サービスは、前項を目的としたサービスであり、本サービス上のいかなる機能も、当社が社会保険労務士法第2条に規定されている業務を代行することを目的としたものではありません。

第2条（保存データ）

- 1 本サービス上の保存データは、お客様がデータを提供ツール上に保存することにより当社による管理及び取扱いを委託したものとします。
- 2 お客様は、特定個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定めるものを意味します。）を提供ツール上に保存できません。お客様は、保存データの中に特定個人情報が含まれていないことを表明及び保証し、かかる表明及び保証が真実でなかった場合には、それにより当社が被った損害を賠償するものとします。
- 3 お客様は、本サービス上の保存データについて、自らの責任においてバックアップを保管するものとします。当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、何ら保証するものではありません。

第3条（メンバー数）

提供ツールに登録できるメンバーの数（以下「メンバー数」といいます。）は、お客様が当社等に対して提出した申込書に記載された契約プランが定めるメンバー数を限度とし、当社等は、当該上限を超える場合、メンバー数に応じた契約プラン料金を請求できるものとします。

第4条（入社手続き機能に関する非保証）

- 1 お客様は、自己の責任において入力情報の真偽や正確性を確認するものであり、当社は、本サービスを利用して作成された書類の記載内容の真実性及び入社手続きに関連して行った労務手続において不備が発生しないこと並びに不具合が生じないことについて、保証するものではありません。
- 2 お客様が本サービスの機能を利用してユーザーとの間の合意等の証跡を残す場合、お客様は、当該合意がユーザー本人によるものであること及びユーザーが当該合意等にかかる正当な権利及び能力を有していることを自ら確認するものとし、当社は、当該ユーザーの本人性や権利能力の有無について保証するものではありません。

第5条（責任の制限）

- 1 当社は、当社が原規約及び本個別規約に定める義務に違反（保証の違反を含む。）したことが直接の原因でお客様に現実生じた通常かつ直接の損害を賠償するものとします。但し、当該賠償の累計総額は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当該損害の発生日から起算して過去 12 ヶ月間にお客様が当社に支払った本サービス料金の総額を限度とします。
- 2 前項の範囲をもって、当社の責に基づく補償及び賠償責任の限度とし、当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については一切責任を負わないものとします。
- 3 お客様が本サービスの利用を通じて当社又は第三者に対して損害を与えた場合、当該お客様は自己の負担費用と責任において当該損害を補償するものとし、当社に対しいかなる補償・補填も請求し得ないものとします。
- 4 本サービスの利用を通じて、お客様と第三者との間で紛争が生じた場合、お客様の責任において当該紛争を解決するものとし、当社に対し、仲裁、照会、その他いかなる請求もできません。また、かかる紛争に関連して、お客様の故意又は過失により、当社が当該第三者への賠償その他の損害（弁護士費用を含みます。）を被った場合、当社はおお客様に対し、当該損害について求償できるものとします。

第6条（再委託）

当社は、原規約及び本サービス契約に基づきお客様から委託されている業務の一部を第三者へ再委託できるものとします。本条に基づき業務を委託する場合、当社は、お客様に対し、事前又はやむを得ない場合は事後速やかに、当社ウェブサイトへの掲載により公表し又は各種法令により義務付けられる場合には電子メールにより通知するものとし、当社は当該委託先に対し、原規約及び本個別規約に基づき当社が負担するのと同等の義務及び責任を負担させるものとします。但し、この場合、当社は、原規約及び本個別規約に基づき当社が負担する義務及び責任を免れるものではなく、当該委託先による当該義務の違反及び責任の不履行によってお客様に現実生じた通常かつ直接の損害について賠償の責を負うものとします。

第7条（存続条項）

第2条第2項、第4条乃至本条の規定は、本サービスに関する契約が終了した後も有効に存続するものとします。

【2025年5月7日制定】

【2025年11月1日改定】

【2026年5月7日改定】

【2026年8月1日改定】